



## 新しい審議会委員の皆様です

令和5年10月6日に改選後初めての審議会が開催され、会長に大串里子委員、会長代理に竹内直佐委員が選任されました。

また、円滑な審議会運営を行うため、改めて議事運営規則及び傍聴内規が制定されました。



後列左から 油井貫行委員、加藤邦彰委員、大竹真澄委員、久保田由美子委員、岡田裕二委員

前列左から 野本久作委員、伊藤徳治委員、竹内直佐会長代理、大串里子会長、小松健委員、宮崎十三委員

## 施行者（第一市街地整備事務所）からのお願い

今後、換地計画の縦覧のお知らせや換地処分通知等、必要書類を送らせていただく予定です。確実にお届けするため、下記の場合は、事業課六町換地担当（03-3534-3427）までご連絡ください。

- ◆ 土地の売買、相続等による所有権の移転があった場合
- ◆ 住所、氏名に変更があった場合

## 建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

## オンライン申請を開始しました

令和5年4月1日から、六町地区における土地区画整理事業に関する手続きのオンライン申請を開始しました。詳細は以下のQRコードよりご確認ください。

仮換地図の閲覧  
換地関係諸証明の発行  
(仮換地指定証明・仮換地証明の交付)



土地区画整理法第76条許可



## お問い合わせ先

土地区画整理事業についてのご不明な点や相談は、下記にお問い合わせください。

工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032